

## 除菌対策プログラム利用規約誓約書兼同意書

クリエーションパートナーズ株式会社（以下、「甲」という。）と **●●●●**（以下、「乙」という。）とは、除菌対策の検査や指導内容ならびにその他プログラム（以下、「本件プログラム」という。）に関して、次のとおり合意したので、ここに誓約する。本契約は、甲がWEB上の画面にて本規約の内容を認識する状況に置いたうえで、乙がこれをWEB上で確認し承諾した時点で、成立したものとみなす。

### 第一条（本件プログラム目的）

甲は誓約書に除菌対策の指導や甲指定の基準に従って、その基準を満たしている場合、乙に除菌対策実施の認定をする。以後、乙は第二条の内容を必ず実施し、各条項に従って除菌対策実施認定を維持するものとする。

### 第二条（実施内容・指導内容・金額）

#### 1.除菌対象箇所及び臨時検査

甲は、乙の当該施設が店舗の場合、乙や従業員がよく触れる部分に対しての除菌作業を実施する。また検査については、甲が乙に事前告知なしで営業時間前などに当該施設へ訪問し実施する事がある。（除菌箇所：入口ドアノブ・テーブル・椅子・トイレドア・便器・メニュー表 等）検査基準：全除菌箇所ATP拭き取り検査の数値で1000以下を目安とする。

#### 2.加盟金

①コロナ駆付け付けプラン加盟金：月額5,000円（税込）

※総床面積~200㎡：契約事業所・店舗において、従業員様2名以上の陽性者が出た際に、駆付け付け無料出張・消毒／契約期間の1年間で、2回までとする。

乙が個人の場合でかつ2名に乙を含める場合、乙より下記必要書類の提出があれば、駆付け付け無料出張・消毒も可能とする。但しこの場合の消毒は、変更・停止する可能性がある。

上記消毒作業を開始するために必要な物：病院の診断書、もしくは保健所から出る診断書「医療費公費負担通知／病名：「新型コロナウイルス感染症」

②コロナ駆付け付けプラン加盟金：月額10,000円（税込）

※総床面積201~500㎡：契約事業所・店舗において、従業員様5名以上の陽性者が出た際に、駆付け付け無料出張・消毒／契約期間の1年間で、2回までとする。

乙が個人の場合でかつ5名に乙を含める場合、乙より下記必要書類の提出があれば、駆付け付け無料出張・消毒も可能とする。但しこの場合の消毒は、変更・停止する可能性がある。

上記消毒作業を開始するために必要な物：病院の診断書、もしくは保健所から出る診断書「医療費公費負担通知／病名：「新型コロナウイルス感染症」

③コロナ対策プラン加盟金（店舗、企業様）：月額2,000円（税込）

④コロナ対策プラン加盟金（個人宅）：月額500円（税込）

#### 3.乙の遵守事項

①乙は甲の指導内容に従い、定期的（1日に一回以上）に当該施設の除菌作業を必ず行う。例：店舗の場合、乙は営業時間前に当該施設の指導箇所に次亜塩素酸水やアルコール等の吹き付け除菌対策を習慣的に行う。

②当該施設以外での認定二次利用の禁止（該当店舗・施設の増減に応じて金額が異なる場合があります）

③乙は、甲との間で締結した本契約書を遵守する。

④乙は甲に対し、真実に基づき報告すること乙は甲に対し、故意又は過失により陽性者が出たと誤った情報を報告した場合、違約金として金50万円を支払う。

#### 4.支給品

①甲の乙に対する支給品や送付物（以下「支給品」といいます）については、日時指定等できないものとし、甲の定めるタイミングにてその発送を行うものとします。なお、原則お申込み時にご提出いただいた店舗等の住所に送付するものとします。

②乙は、支給品を受領後、直ちにその数量及び内容を検査いただくものとします。乙は、支給品の種類、品質又は数量に瑕疵又は不足（以下「不適合」といいます）があると判断した場合、受領後2日以内（以下「検査期間」といいます）でかつ支給品を使用する前に、甲に対し、具体的な不適合内容を示して通知した場合、甲の指定する方法にて修繕、代替品、又は不足分の引渡しを行うものとします。

③乙が検査期間内に前項の通知を行わなかった場合、前項の検査に合格したものとみなします。検査に合格後は、甲はいかなる対応も行わないものとします。

### 第三条（認定、再委託、掲載及び認定継続等について）

#### 1.認定

①甲は、検査・指導機関をして、甲独自の基準に従い、店舗等に対し除菌対策の指導及び検査を行うものとします。また、検査に合格した場合には、店舗等に対し除菌対策実施の認定を行い乙に対し認定証を発行します。

②認定後においても、乙は甲又は検査・指導機関の指導内容に従い定期的に当該店舗等の除菌作業を必ず行うものとし、除菌対策の実施を維持継続するものとします。

③乙は、認定のために必要な情報を甲又は検査・指導機関に対して提供、開示するものとします。

④認定を受けた店舗等以外における認定及び認定証の二次利用はできないものとします。

⑤本プログラムは、一般の顧客に安心してご来店いただけるよう、ご利用施設等へ除菌対策の周知させることを目的としており、これに賛同いただけることを前提に本プログラムのお申し込みをいただくものとします。つきましては、乙は、店舗等に除菌対策を周知・徹底させ、第1項の検査に合格するよう最大限努めるものとします。

⑥検査基準は、国のガイドライン等に基づき甲独自に設定したものであり、本プログラムにおける認定はその効果・正確性など何らの保証をするものではないことを、乙は予め承諾するものとします。

#### 2.再委託

甲は、本プログラムに関する業務の一部又は全部を、乙の事前の承諾、又は乙への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。

#### 3.掲載

①甲は、乙について、独自の判断において甲又は第三者の運営するサイト等において甲の指定する形式にて紹介・掲載（掲載停止、削除を含む。）できるものとし、乙は予めこれに同意するものとします。

②甲が自己の商材の営業のために、乙の氏名名称を公開する場合にも前項と同様とします。

#### 4.認定後の対策義務

乙が第二条を遵守できない場合、乙の顧客が甲に直接又は間接的に1か月に2回以上苦情があった場合又は、その他甲や顧客の信用・名誉を棄損しかねない行為をした場合以下の内容を甲が実施する事ができる。

①除菌対策実施認定の剥奪

②加盟店の除名（誤認させる行為も禁止します）

③ホームページならびにInstagramなどSNSの投稿を消去

④甲より返送用封筒を送付し、乙は加盟店認定書・認定済ステッカーを返却する

### 第四条（支払について）

1.乙は甲に対し、第二条の金額に消費税相当額を加算して以下の方法により支払う。

2.尚、本契約期間中に、租税法規の変更による公租公課の増額が行われた場合、当該増額は全て乙が負担するものとします。

3.口座振替の場合、乙は甲に対し、検査・加盟金とは別に、決済手数料が発生し、それも加算して毎月末に乙指定口座から自動お引き落としして（土、日、祝日の場合は前営業日）支払う。また乙の口座振替手続きが完了するまで

は、甲が乙に対して電子メール本文、乙が希望した場合のみ請求書を甲が作成送付し、その内容に記載されている金融機関口座・支払期限のとおりに乙は支払う。

※クレジットカードの場合、甲がカード会社に決済登録をするのは毎月末ですが、支払期限は各クレジットカードが定める支払期日となり、乙が利用されているクレジットカード会社により締日および引き落とし日は異なります。よって詳細はご利用されているカード会社まで、ご確認ください。

4.乙は利用料金を支払期限までに支払わない場合、甲は乙への本プログラムの提供を事前通知なく一時的に停止することができます。この場合、支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする日割計算により年14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

### 第五条（期間及び解約）

1.本プログラムの誓約有効期間は年月日から1年間とし、甲・乙いずれか一方より期間満了1ヶ月前までに連絡がない限りさらに1年間延長し、以降も同様とする。

2.最低利用期間内に、本件プログラム誓約が消滅した場合、甲が定める期日までに本来御支払頂く年間支払額の残額を解約違約金として、乙は支払う。

3.年払いにて誓約の場合は契約期間満了月以外での解約は可能だが、お支払金額のご返金はできないものとする。なお、解約違約金は発生しない。

4.契約終了月の翌月15日までに額縁等の貸与品が返却されない場合、乙は損害賠償金として5,000円を支払う（振込によって支払う場合その手数料も併せて負担する）。

### 第六条（免責事項）

1.乙の当該施設などでウイルス・細菌・微生物などの発生や第三者との間のトラブルが生じた場合、甲は一切責任を負わない。

2.天災事変、システム・情報通信回線の障害その他の不可抗力、元サービス提供元事業者の事情その他甲の責に帰さない事由により元サービス及び本件プログラムの全部又は一部に提供不能、瑕疵、障害等が生じた場合、又はその他

の事情により乙（乙の顧客等を含む。）に損害が生じた場合であっても、利用料金の減額・返還、損害賠償を含め、甲は一切の責任を負わないものとします。

3.甲は本プログラムの正確性、有用性、完全性、その他乙による本プログラムの利用について一切の保証を行わず、本プログラムの利用に基づき乙が損害を被った場合でも、当社に故意又は重大な過失のある場合を除き、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

4.前項のほか、本契約に基づく甲の責任は、乙に対して提供する本件プログラムに関して本契約及び個別契約により明示的に定められる範囲に限られるものとし、甲の賠償責任の範囲は、甲による本契約違反により乙が直接かつ現実には被った通常の損害に係る金銭賠償に限られかつ、その金額は、当該損害の発生した本プログラムに関して当社が乙から受領した1ヶ月分の利用料金金額を上限とします。

#### 第七条（禁止事項）

乙は、次の各号の一つに該当する行為（自らのみならず、第三者にさせることを含む。）をしてはならないものとし、これに違反した場合は甲において本件プログラムの利用を停止し得るものとし、甲に損害を与えた場合は、甲に生じた一切の損害・逸失利益について賠償する責任を負うものとする。なお、当該停止により乙に損害等が生じた場合、甲は当該損害等について一切責任を負わないものとする。

①本プログラムに基づいて提供された資料及び掲示物等（有償無償を問わず、認定証、ポスター、ステッカー、マニュアル、動画等の一切を含み「資料等」という）を本プログラム外又はお申込みいただいた店舗等以外にて利用する行為。

②本プログラムに基づき提供された資料等を、甲の事前の承諾なく、複製、改変、譲渡、頒布、販売、出版等する行為。

③本プログラムを第三者に再販売（譲渡、転貸、再提供、担保としての提供、その他これらに準ずる行為を含む。）すること。元サービスの改変、翻案、その他の変更、製品の一部若しくは全部を基にした著作物を作成すること。

④資料等に「除菌対策研究所」の文字又は甲が指定するロゴ等の記載がある場合、公衆が明確に認識できる方法で表示することなくこれを隠す又は改変して表示すること。

⑤第三者又は甲の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

⑥第三者又は甲の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

⑦第三者又は甲の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。

⑧第三者又は甲に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。

⑨法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。

⑩本規約の規定に違反すると甲が判断する行為及び甲が不適切と判断する行為。

#### 第八条（中断・中止）

1.甲は、次の各号の場合、元サービス及び本件プログラムの全部若しくは一部の提供を一時的に中断、又は永続的に中止することができるものとする。なお、あらかじめその旨を乙に通知することができる場合は通知するものとする。又、当該中断又は中止により乙に損害等が生じた場合であっても、甲は当該損害等について一切責任を負わないものとする。

①甲の使用する設備やシステム等の障害、保守・メンテナンス等の事由による場合

②元サービスのシステムソフトウェア又はプログラムの障害、改修、改善又は更新を行う場合

③多数のクレームが生じた場合

④甲が本プログラムの提供を中断中止した方が望ましいと判断した場合

⑤乙が本規約の各条項のいずれかに違反した場合

2.甲は、前項の中断・中止の結果、本プログラムの再開が困難であると判断した場合、又は検査・指導機関その他委託先に本プログラムを構成するサービスの全部又は一部の提供が停止した場合には、本プログラムの終了及び本契約を解約できるものとします。

#### 第九条（クレーム）

本件プログラムについて第三者からの問い合わせ、苦情、クレーム、争訟等（以下「クレーム等」という。）が発生した場合、乙は、乙の責任と費用負担において処理・解決するものとする。なお、クレーム等が発生した際は、乙は甲に対して直ちに報告をするものとし、当該クレーム等の対応・処理等について甲の何らかの指示・要請がある場合は、乙はこれに従って対応を行うものとする。

#### 第十条（解除）

1.甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、相手方に対する何らの通知・催告を要せず直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除できるものとする。

①本契約の各条項のいずれかに違反し、相当期間を定めて是正を勧告するも期間内に是正されなかったとき

②第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は受けることが明白であるとき

③破産、会社更生、民事再生の手続の開始の申立てがあったとき

④支払停止若しくは振出し手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けたとき

⑤営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき

⑥解散決議をしたとき

⑦相手方に対する金銭債務その他の債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて是正を催告するも期間内に是正されなかったとき

⑧信頼関係を著しく毀損したとき

⑨相手方の名誉、信用を失墜させ、若しくは重大な損害を与え、又はそのおそれがあるとき

⑩法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となり、相手方に不利益を与えたとき、又はそのおそれがあるとき

⑪反社会的勢力、反社会的勢力若しくはこれに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は反社会的勢力等と関連を有することが判明したとき

⑫乙において虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき

⑬除菌対策指導に従わず、検査に合格する見込みがないと甲が判断したとき

⑭多数のクレームが生じた場合

⑮甲が乙に対して本プログラムを提供することが不適当と判断したとき

2.乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、甲に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。

#### 第十一条（知的財産権等）

1. 元サービス（本件プログラムのうち、元サービスに係る部分を含む。以下同じ。）に係る著作権、特許権、意匠権、商標権、その他の知的財産権・工業所有権その他一切の権利（以下「知的財産権等」という。）は、甲又は甲が指定する第三者に帰属するものとし、甲は、当該知的財産権等を侵害し、又はそのおそれのある行為をしてはならず、甲の顧客等をして元サービスに係る知的財産権等を侵害し、又はそのおそれのある行為をさせてはならない。

2. 乙は、元サービスに係る知的財産権等について、本契約に基づき本契約期間中に明示的に認められた権利を除き、如何なる権利も有しないことを確認する。

#### 第十二条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から開示された情報（以下「機密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、又本契約履行の目的以外に使用してはならない。

2. 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得た上で、機密情報を第三者に開示する場合であっても、開示に先立ち、当該第三者に対し本契約に基づき甲及び乙が相互に負う機密保持義務と同一の義務を課し、当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとする

3. 本条は、以下の各号の情報には適用しないものとする。

①開示され又は知得したときに既に公知であった情報

②開示され又は知得したときに既に自己が所有していた情報

③開示され又は知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報

④開示され又は知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

⑤開示又は知得の前後を問わず独自に開発した情報

⑥公的機関等から開示が強制される情報

#### 第十三条（譲渡禁止等）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位若しくは本契約に基づく一切の権利又は義務を第三者に譲渡、承継、貸与若しくは担保の目的に供する等、一切の処分をしてはならない。

#### 第十四条（報告）

乙は、甲に対し以下の各号のいずれかに該当するときは、予めその旨を書面により通知するものとする。

- ①商号、代表者、本店所在地、住所又は電話番号等の連絡先を変更するとき
- ②株主等の資本構成又は経営主体に変更があるとき
- ③事業譲渡、合併等の組織変更を行うとき
- ④前各号の他、本契約の遂行に影響を及ぼす変更等があるとき、又はそのおそれがあるとき

#### 第十五条（規約の変更）

1. 甲は、乙に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、民法等法令の定める範囲内において本規約又は本プログラムの内容を変更することができるものとします。
2. 甲は、前項に基づき本規約又は本プログラムの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本プログラムの内容を乙に甲が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本プログラムの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本プログラムの内容が適用されるものとします。
4. 甲は、乙に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本プログラムの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。
5. 甲が合併、事業譲渡等の理由により、本契約上の地位を第三者に承継又は譲り受けさせる必要が生じた場合、甲は乙に対して通知することによって、本規約上の地位を当該第三者に承継又は譲り受けさせることができるものとします。

#### 第十六条（通知）

1. 甲から乙への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他甲が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に乙に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で乙に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWeb サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で乙に到達したものとみなすものとします。

#### 第十七条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
  - ①自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜グループ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去に反社会的勢力でなかったこと。
  - ②自己の役員及び従業員が反社会的勢力でないこと。
  - ③自己への出資者、株主、その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力でないこと。
  - ④直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
  - ⑤反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - ⑥反社会的勢力を利用しないこと。
2. 乙は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
  - ①甲又は第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為
  - ②甲又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③甲に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ④偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
  - ⑤前各号に準ずる行為
3. 乙は、乙が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の報告に必要な協力を行うものとします。
4. 甲は、乙に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約に基づく契約等その他乙と甲との間で締結したすべての契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、乙は甲に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、甲は、本項による解除によっても、乙に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

#### 第十八条（終了）

1. 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、乙が甲に対して既に支払った本プログラムの利用料金を含む一切の料金は返還されないものとします。
2. 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、乙は、甲に対する一切の債務（解約違約金等を含みますが、これに限らないものとします。）を、契約期間終了日の属する月の翌月末日までに甲に対し弁済するものとします。
3. 本契約が解約された場合であっても、乙は甲が定める契約期間満了日までの本プログラムの利用料金の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの利用料金の返金を求めることはできません。
4. 本契約が終了した場合、甲が乙に対して付与していた本契約に付随する利用料金の割引・減免等については、本契約が終了した日の属する月を以って終了するものとします。
5. 乙は、事由の如何を問わず本契約が終了した場合には、本プログラムに基づいて提供された揭示物（認定証、ポスター、ステッカーを含む。）を利用できないものとします。なお、甲の指示があった場合には、乙の費用において直ちに認定証を返却いただくものとします。

#### 第十九条（損害賠償）

乙が本契約に違反して甲に損害を与えた場合、甲が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含みますがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償するものとします。

#### 第二十条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、日本法に準拠し解釈適用し、大阪地方裁判所（訴訟額によっては簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第二十一条（協議事項）

本誓約に定めなき事項および本誓約各条項の解釈に疑義が生じたときは、都度、甲・乙双方誠意をもって協議し解決する。

以上、本誓約の作成を確認するために本書1通を乙に郵送する。なお契約成立時期は、WEB上の画面にて承諾したとし、乙に郵送する。

令和 3 年 3 月 ● 日

クリエーションパートナーズ株式会社  
大阪市北区万歳町1-11  
代表取締役 眞浦 友希